

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月11日（木）午前9時08分から午前10時30分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（15名）

農業委員	8名
推進委員	7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
  - 日程1 開会
  - 日程2 会長挨拶
  - 日程3 諸般事情報告
  - 日程4 議事録署名委員の指名について
  - 日程5 議第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程6 議第2号 山江村農用地利用集積計画（第12次）に対する意見決定について
  - 日程7 その他
  - 日程8 今後の行事
  - 日程9 閉会
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長



議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 はい。最適化推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第1号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第1号は原案のとおり承認いたします。

議長 次に日程6、議第2号「山江村農用地利用集積計画（第12次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議第2号について説明をいたします。総会資料の5ページをお開きください。議第2号「山江村農用地利用集積計画（第12次）に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積計画（第12次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年1月11日提出、山江村農業委員会会長。6ページ、7ページが意見書の写しでございます。8ページが総括表となっております。9ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されていますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年から15年、公社と借り手も10年から15年の契約となっております。借り手の経営面積、今回利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は6件で、総面積は12,014㎡でございます。11ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております、9ページの詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。戻っていただいて10ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、公社を通さず相対での利

用権設定となっており、今回申請されましたのは新規設定が4件、再設定1件の5件でございます。案件の総面積が20,618㎡でございます。今回の案件の総合計が11件で、32,632㎡が今回の集積となります。

それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の12ページをお開きください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。15ページから16ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに1月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。おはようございます。1月5日、現地におきまして私と担当推進委員、それに貸し手の方が欠席をされておりましたけれども、借り手〇〇さんですね、立会いのもと確認をいたしました。継続して作付けということで、何ら問題ないということで確認をいたしております。審議の方をよろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

他に、推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件5筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件5筆分について説明をいたします。総会資料の17ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。20ページから21ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに1月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。1月5日金曜日11時より立会いを行っております。立会いには、借り手の方は欠席をされておまして、貸し手の方、事務局2名、担当推進委員、私で行っております。(場所について説明)。昨年まで、貸し手の方が管理をされておりましたが、高齢の為、管理をされる方を探しておられまして、借り手の方を探していただいたという状況になります。借り手の方は、今後15年間この果樹を管理されるということですので。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。  
新規設定 1 件 5 筆分について異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 5 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分について説明をいたします。  
総会資料の 22 ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。25 ページから 26 ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、会長と担当推進委員とともに 1 月 5 日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明がおわりましたので私から補足説明をいたします。1 月 5 日 9 時より、貸し手の方、借り手の方、事務局長、事務局員、担当推進委員、私の 6 名で現地確認を行いました。(場所について説明)。この場所につきましては、貸し手の方が 2 年程前までは〇〇を作っておりましたが、昨年からは〇を飼わなくなり〇〇を辞めて耕作がしてありませんでした。今回、借り手の方が栗を新植される予定です。すぐに草を刈って 2 月より新植をされるということです。借り手の方は栗を中心に規模拡大されている若手の方です。審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。  
新規設定 1 件 1 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定 1 件 3 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定 1 件 3 筆分について説明をいたします。  
総会資料の 27 ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。30 ページから 33 ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、A 地区担当農業委員と A 地区担当推進委員、及び、ちょっと担当区域が被っておりますので、B 地区農業委員と B 地区推進委員とともに、それぞれ担当地区を 1 月 5 日に行っております。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、まずは A 地区農業委員、その後に B 地区農業委員から補足説明をお願いいたします。

A 地区担当農業委員 はい。それでは事務局の説明も終わりましたので、私から補足説明をいたします。1 月 5 日午前 10 時 15 分頃より、出し手の方、受け手の方、事務局長、事務局の〇〇さん、担当推進委員と私、6 名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は、出し手の方が綺麗に整地をされ作付けできる状態になっています。写真の方が 31 ページの現況写真でございます。これから栗の栽培をしながら管理されるということです。問題はないと思いますが慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 続けて、B地区担当農業委員お願いいたします。

B地区担当農業委員 それでは、説明いたします。1月5日9時45分から、出し手の方、受け手の方それと事務局長、事務員の〇〇さん、そして担当推進委員と私の6名で行いました。(場所について説明)。その辺は栗が豊富に植えられており、その一角にあります。受け手の方は所々拡張されているので問題ないかと思いますので慎重審議の程、よろしく申し上げます。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いましたA地区担当推進委員及びB地区担当推進委員から何かありませんでしょうか。

A地区担当推進委員 ありません。

B地区担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件3筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇農業委員が関係者となりますので、当該事案の審

議開始から終了まで退席を求めます。

(〇〇農業委員退席) 9時38分

議長

それでは、説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の34ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。35ページをご覧ください。(申請内容について説明)。37ページから38ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに1月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。では、ご説明いたします。1月5日9時25分より現地にて確認を行いました。貸し手の方、借り手の方、立会いのもと私と担当推進委員、それに事務局お二人の方ですね、局長と〇〇さんの方で立会いをしていただき確認をいたしました。貸し手の方は従前より貸しておられたのを今回新たに〇区の方に貸すということでしたので、特に問題はないかと思えますけれども、慎重な審議の方をよろしくお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。先程と同じく〇〇農業委員が関係者となりますので、審議開始から終了まで退席を求めます。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の39ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。40ページをご覧ください。(申請内容について説明)。42ページから43ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに1月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、説明いたします。1月5日9時45分より現地を調査いたしました。出し手の方が来ておられませんでしたので5名で行っております。局長と〇〇さん、そして借り手の方、そして私と担当推進委員の5名で行いました。(場所について説明)。草を刈って綺麗に整地されておりましたので問題ないかと思えます。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。ないようですので、採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

(〇〇農業委員着席) 9時46分

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の45ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手も〇区の方でございます。46ページをご覧ください。(申請内容について説明)。47ページから48ページまでに地籍図と現況写真を、それから49ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員と担当推進委員とともに1月5日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。それでは説明いたします。1月5日午前11時30分より現地の方で立会いをしてきました。(場所について説明)。当日は事務局から

2名と担当推進委員と私、借り手の方が来られて5名で立会いをしてきました。貸し手の方が亡くなられたということで、息子さんの方に変更しましたので、その新規設定になります。借り手の方はずっと管理されてまして、写真を見てのとおり綺麗になってます。今後も綺麗にしていくということだったので大丈夫とは思いますが。審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件3筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。再度、〇〇農業委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで退席を求めます。

(〇〇農業委員退席) 9時50分

議長 それでは、説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件3筆分についてご説明いたします。総会資料の50ページをお開きください。申請人に関しましては、貸し

手が〇区の方、借り手が〇区の方でございます。51ページをご覧ください。(申請内容について説明)。54ページから55ページまでに地籍図と現況写真を、それから56ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては担当の森田委員と下拂推進委員とともに1月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、説明いたします。先ほどの、前の件の同じ場所の上の段2枚になります。出し手の方と受け手の方、事務局長、〇〇さん、私と担当推進委員、6名で9時40分から行いました。草を刈って綺麗にされておりました。問題はないかと思えます。慎重審議の程、よろしく願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件3筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分については、原案のとおり決定いたします。

(〇〇農業委員着席) 9時54分

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇推進委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで退席を求めます。

(〇〇推進委員退席) 9時55分

議長

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の57ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇区の方、借り手は〇区の方でございます。58ページをご覧ください。(申請内容について説明)。60ページから61ページまでに地籍図と現況写真を、62ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員と担当推進委員とともに1月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは事務局の説明も終わりましたので、私から補足説明をさせていただきます。1月5日午前10時50分頃より、出し手の方、受け手の方、事務局長、事務局の〇〇さん、担当推進委員と私、6名で現地調査をしました。(場所について説明)。現在は、耕作はしてなく、畑が荒れないよう、出し手の方が耕うんをして管理されていたようでございます。これからは受け手の方が飼料作物を耕作しながら管理されるそうです。問題はないと思いますが慎重な審議をよろしく願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

(〇〇推進委員着席) 9時59分

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇農業委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで退席を求めます。

(〇〇農業委員退席) 10時00分

議長

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の63ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇区の方、借り手は〇区の方でございます。64ページをご覧ください。(申請内容について説明)。65ページから66ページまでに地籍図と現況写真を、67ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員と担当推進委員とともに1月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、補足説明をさせていただきます。1月5日午前10時40

分頃より出し手の方、受け手の方、事務局長、事務局員、担当推進委員、私の6名で調査を行いました。(場所について説明)。現在は、受け手の方により〇〇が植えられて、綺麗に管理されています。これからは〇〇を作りながら管理をされるそうです。問題はないと思いますが慎重な審議をよろしくお願いします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分についてです。先程と同じく〇〇農業委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで退席を求めております。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の68ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇区の方、借り手は〇区

の方でございます。69ページをご覧ください。(申請内容について説明)。71ページから72ページまでに地籍図と現況写真を、73ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては先程と同じく、担当農業委員と担当推進委員とともに1月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは、補足説明をいたします。1月5日午前10時35分より、貸し手の方、受け手の方、事務局長、事務局員、担当推進委員と私の6名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は受け手の方が〇〇を植え、綺麗に管理されております。これからも〇〇を耕作し管理されるそうです。問題はないと思いますが慎重な審議をお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり

り決定いたします。

(〇〇農業委員着席) 10時06分

議長

続きまして、使用貸借権の新規設定1件8筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇農業委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで退席を求めます。

(〇〇農業委員退席) 10時08分

議長

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、使用貸借権の再設定1件18筆分について説明をいたします。総会資料の74ページをご覧ください。使用貸借権の再設定に係る案件でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇区の方、借り手も〇区の方で親子関係でございます。75ページから76ページをご覧ください。(申請内容について説明)。77ページから84ページまでに地籍図と現況写真を、85ページに調査書を添付しております。今回の案件につきましては、再設定分ということでございまして、担当委員によりまず現地調査は行っておりません。場所といたしましては、行政区の〇区、〇区、〇区、〇区、〇区ということで広範囲ですね、今回18筆ということで箇所が多い為ですね、数ヶ所を設定して、事務局と申請人の方にですね同行いただいて現況の確認を行っております。適切にですね、耕作、管理をされていることを確認しておりますので問題ないかと思っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

議長

はい。4番農業委員。

4番農業委員

事務局説明で〇〇という所は〇〇でよかですか。11筆目から。

事務局長

すみません。〇〇と言いましたけれども、11からですね〇〇になってます。11から18までですね。すみません、ちょっと読み間違えておりますので、〇〇の方でよろしく願います。

議長

はい。よろしいですか。

4 番農業委員

はい。

議長

他にございませんか。

事務局長

この件につきましてはですね、お父さんから息子さんの方に経営と言いますか、使用貸借の方で貸し付けられてるということになっております。この関係については経営移譲年金ですね、年金の関係もございまして息子さんの方にお父さんが貸しているというような案件でございますので、よろしく申し上げます。

議長

はい。今、補足説明がありましたが、それを含めまして質疑・意見等ございませんか。

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

議長

はい。2 番農業委員。

2 番農業委員

これは登記とは違うとですよね。

事務局長

はい。登記ではないです。登記はあくまでもお父さんの名前になります。

議長

よろしいですか。

2 番農業委員

はい。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再設定 1 件 1 8 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再設定 1 件 1 8 筆分については、原案のとおり

り決定いたします。

(〇〇農業委員着席) 10時15分

議長

次に日程7「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長

- ホームページ用議事録について
- 活動記録表について
- 第3四半期報酬の支払いについて
- 第一回広報委員会について
- 農地最適化推進ブロック別研修会

議長

皆様から他に何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

ないようですので、それでは次に日程8「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは日程9「閉会」に移ります。  
以上を持ちまして、農業委員会1月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

令和6年1月11日(木)午前10時30分終了

議長\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_